

平成29年第2回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年6月12日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成29年6月15日午前9時00分			議 長	上 田 利 治 君
	散 会	平成29年6月15日午後2時12分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○
○ 出 席	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○
× 欠 席	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○
× 不 応 招	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
出 席 11名	9	欠 番		10	岩 下 孝 嗣 君	○
欠 席 0名	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	11 番	藤 浦 皓 君		1 番	井 上 正 旦 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君		副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
	教 育 長	中 島 安 行 君		会 計 管 理 者	寺 田 美 由 妃 君	
	管 理 統 括 監	西 立 也 君		政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君	
	総 務 課 長	中 島 泰 広 君		財 政 企 画 課 長	井 上 新 吾 君	
	税 務 課 長	中 山 昇 洋 君		住 民 福 祉 課 長	加 納 晴 美 君	
	保 健 介 護 課 長	山 口 善 正 君		産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君	
	ま ち づ くり 課 長	松 本 恵 一 君		生 活 環 境 課 長	脇 山 典 久 君	
	教 育 課 長	中 村 大 輔 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	脇 山 和 彦		議 会 事 務 局 係 長	熊 本 秀 樹	

平成29年第2回玄海町議会定例会議事日程（第2号）

平成29年6月15日 午前9時開議

日程1 一般質問

平成29年第2回玄海町議会定例会一般質問通告書

質 問 者	質 問 事 項	答 弁 を 求 め る 者
1 番 井上正旦君	1. 避難道路の確保と電柱の地中化について	町 長
	2. 定住促進事業について	町 長
11番 藤浦 皓君	1. 北部地区住民検診について	町 長
	2. 北部地区住民検診にかかわる監査について	監 査 委 員
5 番 脇山伸太郎君	1. 基金について	町 長
	2. 問題意識月間設置について	町長・教育長

午前9時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 一般質問

○議長（上田利治君）

日程1. 一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。1番井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

議長のお許しを得ましたので、ただいまから町長に二、三、質問をしたいと思っております。

まず1つに、避難道路の安全性について、お伺いしたいと思います。

このたび関西電力では、6月6日、司法判断で停止していた高浜原発3号機を再稼働させ

ました。九州電力玄海原発においても、規制庁の審査も終え、国の認可を受け、また、地元玄海町、佐賀県の同意も得られ、再稼働に向けた準備が進んでいます。

そうした中で、一昨日、反原発の市民団体の住民が、玄海3号機の差し止めを申し立てた仮処分で、佐賀地裁は却下する決定をしました。これを受け、今週以降に再稼働する見通しになりました。

一方、国では、福島第一原発事故以降、原子力防災に関する方針が見直され、原発から半径5キロ圏、PAZ、30キロ圏、UPZの自治体に避難計画の策定が義務づけられました。そうした中で、地元としても避難道路の整備が欠かせない問題となっております。町としては、今後、この問題に対してどのように取り組んでいかれるおつもりでしょうか。

玄海町は、避難場所として小城市を指定されていますが、地震が発生し、事故になれば、主な幹線道路はたちまちのうちに渋滞し、パニックになるでしょう。道路事情はほかにもあります。幹線道路のみならず、周辺の道路事情は災害に強いとは言えません。玄海町には通称、原発道路と呼ばれている県道254号線と九州北部を迂回する国道204号があります。これらの道路を走って感じるのは、沿道に数多くの電柱が林立していることです。もし、これらの電柱が地震によって倒壊したならば、電線は垂れ下がり、避難道路は一瞬にして寸断され、避難車両は立ち往生し、避難行動自体が阻害されてしまいます。今後、町として取り組まなければならないのは、安全な避難道路の確保ではないでしょうか。町としては、電柱の地中化に取り組むおつもりはありませんか。

目的は違いますが、歴史的景観、文化的景観に触れることができ、その土地の風土や地域の人々の日常の営みを体験することができ、京都や岡山、群馬の高崎、埼玉、川越では、観光において地中化が集客力アップに貢献していることが報告されております。安全・安心、住みたい町を目指すためにも電柱の地中化は必要だと思いますが、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

おはようございます。井上正旦議員の御質問に対して、お答えをいたしたいと思います。

まず最初に、原子力災害時における避難経路の主要道路として位置づけをしております町内の国県道について、御説明を申し上げておきたいと思います。

町内には国道が1路線、県道が3路線ございまして、国道204号の町内延長が約9.4キロメートル、県道肥前呼子線が約9.1キロメートル、県道今村枝去木線が約3.3キロメートル、県道加倉仮屋港線が約4.6キロメートル、合計しますと、約26.4キロメートルとなり、このほとんどを避難経路として位置づけをいたしております。

また、国県道への連絡道路としての役割となる町道もございまして、それらを合わせますと、総延長が30キロメートル以上ということになります。

避難道路沿いには電力事業者、それから、通信事業者等が管理する電柱が林立しており、その本数は多大ということになっております。

次に、電線類地中化について、御説明を申し上げたいと思います。

電線類地中化の歴史は大変古うございまして、日本で最初に電線地中化が行われたのが、昭和3年でございました。以降、大都市の幹線道路や高級住宅地を中心に地中化が進められてきました。しかし、欧米の主要都市が地中化をほぼ100%達成しているのに対して、日本は最も進んだ東京23区でも10%に満たっておらず、東京都に続く兵庫県でも2%台、佐賀県においては1%にも達していないというのが実情でございます。

これは幾つかの要因があるようですが、欧米では裸電球が主流であったため、感電事故が相次いで、その防止対策として早くから地中化が進んだとのことでございます。一方、国内においては、町並みが一新された戦後復興期に既に安全性の高い皮膜コーティング技術が存在をし、復興と経済成長が優先されたことによって、地中化がおくれております。

また、インターネットの普及によって、通信網の急速な拡大によって、毎年、7万本のペースで電柱が増加していることも大きな要因となっております。

国内における当初の地中化の主な目的は、景観保全でございましたが、平成7年に発生した阪神・淡路大震災の折に多数の電柱が倒壊、また、垂れ下がった電線の影響により、緊急車両の通行が阻まれたり、消火活動に影響を及ぼしたことから、電線共同溝の整備等に関する特別措置法が制定をされ、景観保全に加え、防災対策、バリアフリーにも着目した電線類の地中化が進められております。

また、昨年末には、東京オリンピックを視野に入れた無電柱化の推進に関する法律も制定され、その動きは加速をいたしております。このようなことから、国の取り組みといたしまして、全国10ブロックごとの道路管理者、電線管理者、地方公共団体等から成る協議会において、無電柱化実施予定箇所を取りまとめ、事業が推進をされておるところでございます。

整備対象地域といたしましては、当初は大規模な商業地域の町の顔になるような通りの整備を進めてまいりましたが、近年では、地域活性化や高齢化など、社会ニーズが多様化してきましたことから、中規模商業系地域や住居系地域、歴史的町並みの保全、観光振興、地域文化の復興、地域活性化等に資する箇所においても地中化が実施されております。

次に、地中化の整備費用につきまして、御説明させていただきたいと思っております。

地中化については、さきに申し上げた特別措置法に基づきまして、掘削、管路の購入、管路の設置、埋め戻し及び舗装について、道路管理者の費用負担により行うこととされております。

なお、電力通信事業者は、各社の費用負担によりケーブルを購入し、道路管理者が設置した管路に通すとともに、地上機器等を購入し設置をいたします。その後、電力通信事業者が、これも各社の費用負担によって、電柱、電線を撤去するということとなります。

議員から御提案をいただいておりますように、地中化することで台風や地震といった災害時に電柱が倒れたり、垂れ下がった電線類が消防車などの緊急車両の通行の邪魔をする危険がなくなって、防災性が向上することはもちろん、地中化された電線類は架空線に比べ大幅に地震で破損しにくくなり、災害時の情報通信回路の被害が軽減をし、ネットワークの安全性、信頼性が向上することがわかっております。

しかしながら、メリットばかりではなく、実はデメリットもございまして、例えば、目視によって傷んだ電線類を断線前に発見できなくなるため、破損、断線箇所が特定しにくくなり、そのために復旧がおくれる場合がございます。

また、地震などで地下設備が破損をした場合、掘り返し工事を必要とし、復旧がおくれることとなります。阪神・淡路大震災の際には、地中化された部分の断線調査や修理に倍以上の時間がかかったと聞き及んでおります。

また、避雷針の役割を兼ねる架空地線の存在がなくなるため、沿道の通行人や建築物への落雷の危険性が増すとも言われております。

電気事業連合会の試算によりますと、地中化の初期費用が電柱の設置費用に比べて約20倍ほどになり、地中化の場合に地上に設置される変圧器は電柱よりもはるかに大きいため、道路の幅が狭い場合は設置箇所に苦慮するというようなことも言われております。

ほかにも、電柱に設置されている交通標識や電灯、防犯カメラ等についても、別の場所に設置する必要も出てまいります。

このようなことから、電線類の地中化は、防災減災対策として重要視する必要があると思われませんが、コスト面や周囲に与える影響を考えますと、今後、本町としましては、慎重に研究していかなければならない課題であると考えております。

最後に、電線類の地中化を九州電力に進言するつもりはということでお尋ねになりましたけれども、玄海町内総延長30キロメートルを超える避難経路の地中化を行う場合、管路の設置は道路管理者の費用負担によって行わなければなりません。また、電力通信事業者においても、設置した管路使用料などもございますので、設置運用コストが地上に比べ割高になるものと思われしますので、事業者に進言ということではなくて、協議という形でお話をさせていただきたいと考えております。

今後、議員御指摘の災害に対する対応も踏まえて、事業者と十分に協議してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

電線の地中化は、世界的に見ても、防災のみならず、歴史的な町並みのあるところでは多くの国で実施されております。

ところで、町長が思われる安全避難道路とはどんな道路を言うのでしょうか。お答え願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

安全避難道路という定義を私が正確に確認をしているわけではありませんけれども、先ほど議員がおっしゃっていただいたように、十分に準備の中でしっかりと避難できる、例えば、道路幅の拡大ですとか、それから、極力、円形になった道路の直進化ですとか、それから、やはり道路で逃げる人たちの目にとまる、方向性をしっかりと明記されたような、そんな定義の道路を私は完全な避難道路だというふうに考えておりますので、そういう意味では、まだ現時点での道路が完全な避難道路になっているという部分はない部分がたくさんございますので、十分にその点については我々、先ほど申し上げたように、協議をし、研究をし、新たに道路をつくり直していくということは考えていきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

地元の住民は、今、「絶対はない」が国民的な標語となり、常に不安と隣り合わせで生活をしております。安全な避難道路の整備は欠かせないと思っておりますが、そこでお伺いしますが、現在、町道長倉藤平線の工事が進行中ですが、完成はいつごろになるか、お伺いしたいと思います。

それとまた、その先の計画がどのようになっているか、わかる範囲で結構ですから、お話しいただければと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

町内、今やっている道路については、今回も議案の提案時に申し上げたとおりに、平成31年の3月いっぱいまで工事を済ませたいというふうに思っておりますので、それ以降の開通だというふうにお考えいただければ結構かと思えます。

ただ、それから先の道路については、具体的に私も確認をしておりませんので、もしもわかっておりましたら、まちづくり課長のほうから答弁をさせたいと思えます。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

長倉藤平線のその先ということで現在、整備を進めさせていただいているのは、西九州自動車道北波多インターまでということで、県のほうで県道整備をさせていただいております。その先、唐津市と玄海町との境、そこから先は、県道肥前呼子線ということで事業を平成26年から進められております。おおむね10年間ということで県のほうからは聞いておりますが、なるべく早目ということで申し入れをさせていただいております。その先ですが、県道唐津北波多線、これが平成24年度から、今の段階での計画では平成31年度までということでやられておりますが、進捗から見ると、若干延びるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

今、工事されている長倉藤平線の延長が西九州道まで続けば、大変住民の方にも力になると思います。

それで、もう一つの重要な避難道路として県道254号線がありますが、道幅の拡張と整備を県のほうへ要望されるおつもりはありますか。答弁をお願いします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、議員御指摘いただいた県道254号線というのは、枝去木の……（発言する者あり）はい、わかりました。済みません。

それについても、全く改良の余地がないということを県は思っているわけではなくて、改良したいと思っている状況にはあると思っております。ですから、私どももそういった部分で、玄海町から派生していく道路については、避難道路の早い指定を受けて、しっかりと道路整備をしていただくよう、今後、要請してまいりたいと考えております。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

私が今申し上げた2つの幹線が早急に実現できますように、町長には尽力していただきたいと思います。

最後に、電柱の地中化も頭の隅に置いてもらえれば幸いだと思っております。

次に、町長に、これはちょっと通告外になるかな。せんだって玄海原発の差し止め訴訟が却下されたわけですけども、その中で、山口知事が九電に対して、「気の緩み、時とともに（安全に対する）思いが風化するのが一番怖い」と発言されましたけれども……

○議長（上田利治君）

井上議員、通告しとらんやろう、これ。

○1番（井上正旦君）続

はい。

○議長（上田利治君）

通告書に沿って質問してください。

○1番（井上正旦君）続

新聞に載ったけん、町長から一言何かもらえるかなと思って、今、質問しました。

わかりました。次に移ります。

引き続き、定住促進事業についてお伺いいたします。

今、全国各地において人口減少問題が心配されております。出生率の低下、ニュースを見ても喫緊の対策が叫ばれております。そうした中で、若者の生涯未婚率の上昇が新たな問題として指摘されています。

地方では、若者の都会への転出が続いています。若者が田舎で暮らすには農業か漁業に従事することになりますが、今、若者の間では、自然を相手とする職業は敬遠されつつあります。異常気象がたび重なる昨今、1次産業の現在の環境は、不安定で先の見えないものとなっております。地域では後継者がいなくなり、空き家がふえ続けてきていることも問題となっております。こうした状況は、将来における地域の存続にかかわる問題となっております。

今、各地で多くの対策が行われていますが、玄海町でも他の市町村に劣らない施策が講じられています。これらの施策が、他の市町村よりも優遇されているのに、どうして定住促進につながらないのかと常々思っていました。どこに問題があるのでしょうか。町の定住促進について、どれくらいの住民の方々が理解されていると思いますか。

町ではどのような広報活動がなされているのでしょうか。ほかに負けない施策であれば、町内外の発信はどのように行われているのか。インターネットの時代でもあり、各市町村は特典や施策を20代から40代と働き盛りにポイントを置かれているところが多いのが現実のようです。しかし、対策の枠外となり移住が難しいとの声が団塊の世代の方からよく聞かれます。

ある新聞では、消滅可能性市町村を食いとめるのには、1年の間に1組から2組の移住者があれば、消滅可能性区域から抜け出せるとの報告がありました。移住促進の直接的施策として、町の取り組みの現状を町長はどのように採点されていますか、お願いします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

定住促進についてのお尋ねですので、お答えをさせていただきたいと思います。

実は、本町の定住促進の施策としましては、住環境の整備促進策として、町内における住宅新築者や住宅購入者に対して、玄海町定住促進奨励金の支給を行うことによって、町外からの転入促進と町民の定住化を図ることを目的として行っているところでございます。

この制度は平成16年度に創設がされ、当初は新築住宅者に対して支給を行っていましたが、条例の一部改正によって、平成19年度からは2世帯住宅とするための全面改装や住宅購入者を、それから、平成23年度からは賃貸集合住宅も対象として、町内建築業者施工の場合の加算措置を行うなど、定住施策の拡充を図ってきたところでございます。

また、生活環境の整備促進策としましては、子育て世代への経済的支援として、出生祝金や、中学生までの医療費の無料化及び他の自治体と比較をして低廉な保育料など、安心して子育てができる環境の充実に努めているところでございます。

それから、議員御心配になっておられるかと思いますが、宅地の造成についても、平成26年9月の岩下議員さんの御質問の際にもお答えをしておりましたが、宅地開発における全国の自治体の中には、公社等を設立して、宅地用地だけではなくて、企業誘致のための工業団地や観光事業用地として土地の購入、造成をしているところもあるようでございますが、これが塩漬けになっている土地が多く、財政負担が増加している状況にございます。

玄海町においては、新たな用地を購入して宅地を造成するのでは、価格にはね返る部分もありますし、財政負担もふえますので、新たな用地の取得や宅地造成ではなく、町が所有する土地の中には、宅地として利用できる用地もございますので、これらの土地を有効活用していく施策を進めているところでございます。

それから、これからの環境整備のほかにも、雇用の場が必要であると考えておりますので、ジャパンコスメティック構想や学校跡地の活用など、企業誘致施策につきましては、幅広く取り組むべき重要課題だと認識をいたしております。この課題を克服することで地元企業へ就職できる足がかりにつながればと考えております。

今後も定住施策の推進や企業誘致施策の実施については、民間事業者にもできる部分は協力をお願いしながら、町有財産の有効な活用について議論をし、住みたい町となるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それから、先ほど議員御心配になられておった知事の発言と、私も同じ要請を九電に対していたしておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

町では、空き家調査を28年度に実施されましたが、結果はどうだったでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

たしか前回議会で御報告を申し上げたと思いますけれども、ちょっと数字は私、非常に今、覚えておりませんけれども、玄海町内全体で140件ほどの空き家を確認させていただいているところでありまして、その中の区割りも、前回3月議会で議会のほうには報告をさせていただいているところでございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

これは先日、総務課の職員に言っておったわけですが、町長のほうには通らなかったようです。

それでは、私は以前から町長に、さっき言われました宅地の造成と格安の販売を進言しておりましたが、なかなか実現はしておりません。今、若者がシーラインやほかの町営住宅にたくさんいます。これらの若者に玄海町に定住してもらうためには、ぜひ安い宅地の供給を実現してもらいたいと思います。町営住宅を出る若者をですね。玄海町には家を建てる宅地がないとよく言われます。町内に財産を求めることで定住が促進されると思いますが、この件をもう一度答弁をお願いします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほども御答弁申し上げましたけれども、宅地造成については、玄海町も、例えば公社を設立したり、それから、そういった宅地開発における活動というのを、今、議員が御指摘いただいたように活発にやっていたわけではございません。その点については反省もいたしておりますが、今後は土地の購入、造成を続けていくことによって、玄海町内に塩漬けになる土地をなるべくふやしたくないということで、実は、町が所有している町有地で宅地として

利用できる用地が実際にございますので、これらの土地を有効活用していく施策を進めていきたいというふうに考えておりますし、そのような動きをとらせていただいているところでございます。

確かに若い人たちが、なかなかそういった住む場所がないとか、住む土地がないという表現をされますけれども、現実には町有地で今、そういった宅地を少しずつ調査をさせていただいておりますので、そういったことをぜひ民間と一緒に、私どもとしては住みやすい土地、宅地の準備をさせていただくよう努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

それと並行して考えられるのが、人口流入増加対策であります。玄海町には大きな企業として九州電力玄海原子力発電所の存在があります。私たちは地元企業と思っておりますが、多くは唐津からの通勤であります。これらの人たちが幾人かでも玄海町に魅力を感じ、定着してもらえれば、人口減少の歯どめになると思います。

ほかに、玄海町には玄海園という福祉施設があります。どこの施設にも負けないものがありますが、ここにも多くの方が勤務されています。ここに勤務されている方は、どうしても不規則な勤務であり、未婚の職員も唐津市などから多くは通勤されています。話を聞けば、福祉施設での勤務状態を考えれば、近くに住居があればと話を伺います。しかし、移り住むには住宅がないということで、買い物に行くにも大きな店もない。地元の商店街は点々とあり、あちらこちらに買い物に行かなければならないという声が聞かれます。

ある町では、町全体の生活の流れを設計してもらおうという、町全体をリノベーションするという取り組みなどもあるそうですが、確かに日本全国、人を呼び込むためにいろんな施策が試みられています。しかし、玄海町には人がいないのではなくて、唐津市やほかの市町村からたくさんの方が働きに来ています。そのような人々を玄海町町民として呼び込むことができないかと思っております。

重要な人材を得るには、確かにほかからの人材が必要となります。せっかく玄海町に職を求めに来ている従業員の方々に魅力ある町であってほしいと思います。住みたい玄海町であれば、町の人口減少にも歯どめがかかるのではないかと思います。町長のお考えをお聞き

したいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、井上議員さんが御指摘いただいたとおりに、本当に1年ごとに玄海町の人口が減っているのは事実でございます。昨年、平成28年度が、実は転入者が169名に対して、転出者は347名ということになっておりまして、そういう意味でいけば、本当に年々人口が減っているというのが現状でございます。その打破をぜひ図らなければいけないというふうに思いますし、それを図るために、先ほどから御答弁申し上げたように、定住奨励金ですとか、それから、医療費を無料化するですとか、いろんな作業をさせていただいていますが、なかなか功を奏さないというのが現状でございます。いろんな知恵を出しながら、今後も玄海町の本当の住みやすさをもっといろんなところにアピールをして、玄海町に住んでいただきやすい地域づくりを目指していかなければいけないというふうに考えております。

もちろん人口減に関して言えば、日本全体が人口が減っておりますし、今、議員御指摘いただいたとおりに、唐津市の人口も実は減っております。そういう意味では、やはり私どもの方向性は福岡ですとか、やっぱり少し遠目を見ながらも、人がこの玄海町へ来てくれる状況づくりを早く図らなければいけないと思っておりますので、そういった動きを今後も努力をしながら、少しでも人口維持ができるよう努力をさせていただきたいと思っておりますので、その点については再度また議会に報告をさせていただきたいと思っております。そのときに、またいろんな御意見、それから、御指導をいただきますようお願いを申し上げておきたいなと思っております。

答弁になっていないかもしれませんが、御容赦をいただきますようお願いいたします。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

玄海町より唐津市が魅力ある、問題はどこにあるのでしょうか。役場前の諸浦商店街も衰退してきております。親御さんとしては、玄海町におれば、高校への通学としてバス代も多額の通学費が必要となり、送迎を行うにしても、時間や仕事の都合を考えれば、子供が自分で通学できる唐津市に移り住むことを考えているという声は以前からよく聞かれます。人間

が減ることには問題があります。あくまでもリノベーションで現在ある建物を見直し、豊かな玄海町に変わってほしいと思います。

最後に、今回、電柱の地中化と定住促進について質問をしましたが、いずれの問題も大切な問題で、玄海町がいつまでも魅力ある町であるためには、解決していかなければならない問題だと思っています。町長には真摯な気持ちを持って対応していただきたいと思います。どうもありがとうございました。終わります。

○議長（上田利治君）

以上で井上正旦君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午前 9 時 46 分 休憩

午前 10 時 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。11番藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

日本共産党の藤浦皓でございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回も前回と同じように住民検診の問題について伺っていきたいと思います。性懲りもなく繰り返し取り上げているわけなんですけれども、やっぱりこれは住民の健康にかかわる問題であるし、なかなか結果報告が出てこない。出てこないということは、何か陰にあるということではないかと、私はそういう疑いを強く持っております。したがって、これから幾つかの項目にわたってお伺いをしていきたいと思います。

第1に、昭和48年から平成22年度まで38年間実施されてきた北部地区住民検診の実施目的について、これまで玄海町が提示してきたのと佐賀県担当課が明らかにした住民検診の実施目的は、大きな違いがあります。なぜ違いがあるのか、どちらが本当の目的なのか、まず、この2点を明らかにしていただきたいというふうに思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

藤浦皓議員の御質問に対してお答えをしたいと思います。

私がこれまでの一般質問で答弁をしまいいりました北部地区住民検診の実施目的は、住民の諸疾患の早期発見と事後指導を行い、諸疾患の予防対策を図るという住民検診の本来の目的について、行政の立場として申し上げてきたものでございます。

一方、佐賀県の担当課が説明されておりますのは、唐津東松浦医師会への聞き取りをもとにお話をされておりますので、要は、医師会としての目的でございます。当然、医師会には地域の医療を支えるという役割がございます。そういうことから、医師会の立場として地域住民の健康状態の調査研究を目的に、北部地区住民検診の実施主体になられたのではないかなと思っております。ただ、これはあくまでも私の憶測でございますが実際のところはわかりませんが、いずれにしましても、行政と医師会という立場の違いがございますので、健診に対する考え方や目的に違いがありますのは、ある意味当然ではないかと思っております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

まあ、目的に違いがあるのは当然じゃないかということなんですけれども、問題は、玄海町が今委託してやっている住民健診、一言つけ加えたいんですけれども、健康審査、健康の健ですね。私たちのほうに文書を送るときには、常にそういう形でしてあります。しかし、検診というのはきへんの検ですよ。その検が本当の、町が委託した検診なんです。そのところを勘違いしないようにやっていただきたいと。何かそういうふうに軽く扱うような感じになっておりますので、これはやっぱりきちっと正規の表現の仕方をして話し合っていきたいというふうに思います。

玄海町の場合は、玄海原子力発電所周辺の地域住民を対象に集団検診を実施し、そして、諸疾患の早期発見と事業後指導を行い、予防対策を図る目的で実施されてきましたと、そういうことですね。これが、本当に早期発見のために実施されてきた。ところが、昭和48年から今日まで38年たっているわけなんです。それでも結果報告はない。早期発見とは言えないですね、これでは。やっぱり町の目的に沿った形でこういうものは取り扱っていただきたい。そうしないと、陰では、もう既に原発から放射能が放出される。微量であっても、そういうものによって影響が出てくるということは、前も白血病の問題でも取り上げました。そういう実態が現にあるということの認識が薄いんじゃないかと。そういう面をしっかりと自覚して

いただいて、この問題には取り組んでいただきたいということでもあります。

それから2つ目、住民検診の実施機関の名称について、これまで地域保健対策委員会が健診の実施機関と説明されてきました。県の担当課では、北部地区住民検診についての目的というのは、玄海町千賀地区及び鎮西町串地区の居住者の健康状態の推移について、医師会の医学的研究のため、当該地区居住者集団を対象に血液を含む健康状態に関する医師会独自の長期調査研究を実施するものというふうに明記されております。ですから、この問題は、専門的に九電が直接委託契約を結んだほうの医師会のほうでちゃんとした調査研究が進められていると思います。これもどうしてか、玄海町が取り組んできた昭和48年当時から出発しているわけなんですね。ですから、こっちのほうにも一定の成果があると思うんです。そういう面についても、町長のほうで意見を聞くようなことはなかったのかどうかですね。やっぱりこれから先のこともありますし、そういう貴重な文献が出てくれば、当然しっかり活用していくべきじゃないか。そうした健康維持のために、健康を守るために、大いに活用していけるようなものがあるかもしれない。そういった点についての町長の考えはどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

私どもとしては、先ほども答弁しましたように、住民の諸疾患の早期発見と事後指導を行って、諸疾患の予防対策を図るという健診本来の目的について、行政の立場で申し上げたところでございます。

それから、実施機関の名称の確認を今、藤浦議員さんから御指摘をいただきましたけれども、実施機関の名称が、県の担当課が言われております健康調査特別委員会と、町がこれまで答弁してきました地域保健対策委員会との違いがございますが、当時、北部地区住民検診の結果報告会が毎年6月ごろ行われていたことは、以前の一般質問でもお答えをしておりますが、このときの会議の名称を地域保健対策委員会と記憶しておりましたので、それから一貫してそう呼ばせていただいております。私の記憶違いでございましたら、次回から正しい名称で呼ばせていただきたいと思いますので、確認をさせていただきたいというふうに思います。ただ、私どもはひとえに住民の将来の健康、それから未然予防を図るための健診であるということをしかりと今も守って頑張っているところでございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

3つ目に、住民検診は何に基づいて実施されてきたのか。県が言うように、調査研究要綱に基づいて実施されたのか、その要綱とはどこが示したものなのか、その辺はどうなっているのか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

北部地区住民検診は何に基づいて実施されたか。県がそう言うように、調査研究要綱に基づいて実施されたのか、その要綱はどこが示したのかという御質問に対してお答えしたいと思います。

北部地区住民検診の実施主体は、あくまでも唐津東松浦医師会でございますので、北部地区住民検診の実施に当たっては、医師会が策定をした要綱に基づいて行われたと理解をしておりますが、その要綱の名称が何であったのか。また、その要綱をどこが示したのかについては、私どものほうでは全く把握をいたしておりません。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

その要綱は、どこが出したのかわからないということですね。

4つ目に、住民検診事業と九州電力とのかかわりをはっきりさせてほしいと思います。

当初、昭和48年から、九州電力と医師会との委託契約から始まったと言われていています。そういう面から、その後の九電とのかかわりですね。例えば、ずっと前に言われたのは、九電がオブザーバーとして参加している、その一番利害関係の強い九電が、なぜオブザーバーとして入ったのか、これもやっぱり一般の人たちから見れば非常に疑問に思っておられるところなんです。そしてまたそういう中で、特に、議会や町民に対する最終報告の開示がなされない、隠されたままですね。本当はないのか、あるいはどこかにちゃんと保管してあるのか、その辺はどういうふうになっているのか、伺いたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

住民検診事業と九州電力とのかかわりをはっきりさせてほしいというお尋ねでございます。当時、昭和48年は、九州電力と医師会との委託契約から始まったというふうに今おっしゃっていただきましたが、北部地区住民検診事業と九州電力とのかかわりにつきましては、地域保健対策委員会の開催に当たって、九州電力がオブザーバーとして参加されていたということは承知しておりますが、それ以外のことは把握いたしておりません。

また、当初、九州電力と唐津東松浦医師会との委託契約から北部地区住民検診事業が始まったということでございますが、これにつきましても、実際のところ把握はいたしておりません。御了解いただきたいと思います。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

この検診結果の報告に当たっては、地域保健対策委員会ですか、そういうところでなされているというふうな話を聞きますが、実際に、そういう背景の中で文書が開示されている。そして、一般住民にはなかなかそれがわからない。私がこうやって議会でお尋ねしても、その辺はなかなかはっきりしない。有意差がある、あるいはない。町長の答弁では、ほかの地域と比べても有意差はないということでありました。しかし、本当にそうなのか。なぜ、そしたら公開できないのか。有意差がなかったら、常識的に考えて、堂々と開示してもいいはずなんですよね。はい、こういうことですよと、全く問題はありませんというふうなことになるのが一般的な常識じゃないかなと思うんですよね。それを出さないからこそ、そういう疑いが出てくるわけなんですよ。そういった点を考えれば、ぜひ開示をしてください、本当にそうであればですね。議会にもまず出していただく。そして、町民にもわかるようにしていただきたいということをしっかりお願いしたいわけなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

確かに私も、前回も前々回も藤浦議員さんの御質問にお答えをさせていただきましたけれども、当時、保健対策委員会では、医師会のほうから、有意性は見られないということで報

告をいただきました。実は、資料はいただいております。そういう中で私ども、お医者さんが、専門家が、有意性がなかったというふうに我々に報告をしていただいたということで受けて帰ってきたというのが実態でございます。ただ、今、藤浦議員さんに御指摘をいただいたことについては、当然、唐津医師会、それから県、唐津市さんともしっかりと協議をして、検討してまいりたいと考えております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

開示については、唐津医師会のほうとも話し合ってみたいということですね。

しかし、九州電力がオブザーバーとして入っている以上、こういうものは一般住民からすれば信頼できないということになるんじゃないでしょうか。そういう苦情も出されております、私のほうには。ですから、そここのところは、なぜ九電がそこにオブザーバーとして入らなければならなかったのか、その必要はないじゃないですか。医師会がちゃんと、何の影響も受けませんと判断できるような、そういう条件をつくってやるのがこっちの立場ではないでしょうか。何かあなたたちのほうで、そういう資料は残っていない、あるいはそれはないということをしきりと言われる。言われれば言われるほど、そういうところに疑問が広がっていくわけなんですよね。早くそここのところも解決していただきたいということをお願いしたいと思います。

それから5つ目、住民検診事業に要した経費、これは玄海町、鎮西町が負担したから町に結果報告、資料は保管されていたと思います。その趣旨、目的からすると永久保存なのに、5年という短い期間に処分されてしまうと、こういうことを今まで説明されたんですけれども、その点についてはどうなんでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

住民検診事業に要した経費は、玄海町、鎮西町が負担をしたから町に結果報告資料が保管されていると思うが、その趣旨、目的から見ると永久保存なのに、なぜ5年保存なのかという御質問に対してお答えをしたいと思います。

御質問につきましては、昨年12月定例会並びにことし3月定例会において一般質問を藤浦

皓議員からなされましたので、大変申しわけありませんが繰り返しの答弁になりますことをお許し願いたいと思います。

文書の保存期間につきましては、玄海町文書規程第31条において保存すべき期間が規定されております。この御指摘の結果報告資料は、報告届出等の重要な文書に当たるとして5年保存とされたものでございますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

仮に5年保存としても、私たちが資料請求したのは5年以内ですよ、まだ。5年過ぎていなかったんですよ。翌年度の4月1日から計算してということになっております。そうすると、まだ余裕があったはずなんです。それを一方的に破棄したというふうなことになってしまった、これも大変問題だと思います。

それから、5年と言われるんですけども、そんな軽い資料じゃないと思うんですよ。これは、10年ごとに大体その結果というのはあらわれてきているんじゃないかなと思います。白血病の研究をされていた森永先生の話でも、やっぱりこういう微量の放射性物質による影響というのは、そう簡単に早々に出てくる問題じゃないと。長年かかってそれが出てくると。そしてしかも、その影響が妊婦などに影響した場合には、ただ、その妊婦だけにかかわる問題じゃない。子供、そして次の子供、そうした子々孫々に影響していくということも言われております。こういう点を考えると、甘く見てはならないと思うんです。早い時期に発見し、予防対策をちゃんととっていくという手を打たなければ、38年、40年という時期にかかってきておるわけなんですから何らかの影響が出ていると、私はそういう疑いを持っております。なぜかという、あなたたちが隠し続けるからなんです。ですから、そういう結果になっていくと、ますます疑問は深まっていくということを申し上げておきたいと思います。

次に、6ですね。なぜ5年の保存となるのかというところは、さっき私がずっとお話ししましたけれども、結果報告文書が厚労省令第157号第10条の準用となるのかということなんです、本当にそうなるのか。私たちのほうに出された資料は10号と来ております。しかし、これはいろいろ調べた結果、第10条が正解じゃないかということなんですけれども、その件が本当に適切な解釈なのかどうかは、そちらではっきりと確認して述べていただきたいと思

います。できたら今の場でですね。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今回、今、藤浦議員に御指摘いただいた厚生労働省令第157号の内容でございますが、平成19年に通知されました特定健康審査及び特定保健指導の実施に関する基準を規定したものでございます。この省令の中には、第10条において、記録の保存期間が5年というふうに表示されておりまして、北部地区住民検診も特定健康審査と同じく健康審査に関するものでございますので、同様の取り扱いとして私どもとしては保存期間を5年ということを準用させていただいたところでございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

このまま放っておくと、次々に5年で葬られてしまう可能性がありますね。しかし、そういうものではないと。やっぱり世界的にも注目されているそうした原発からの影響、放射能の影響というものが、こうやって統計的に進められようとしている。それは、しっかりした統計資料になるはずなんですよね。そういうものは10年以上、永久保存になっていいですよ。町からもらった資料においても、全く違うとは言えないと思うんです。統計資料はそういうふうになっている。だから、これは重要な統計資料になるはずですよ。何十年もかけてやってきたわけですね。そして、それが現実にそうなってきた場合は大変なことになる。早くそれをつかんで予防措置をとるといふことにしなければいけないと思うんです。そういう意味で、改めてそのところは反論しておきます。決して5年の問題ではないと、私たちはそういうふう考えております。

それから7番目ですけど、検診事業が終了して6年経過したんですね、6年が経過している。その目的に照らして、医師会の研究成果もしくは中間報告の発表を催促してもよいのではないかなと思うんですよね。その権利は町にもあるはずですよ。委託契約で町が保管せないかんような形の委託契約書もあるわけなんですから、当然それはそういう形になるはずですよ。その点について、町の考え方、町長の考え方はいかがなものかですね。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

検診事業が終了をいたしまして6年を経過したので、その目的に照らして医師会の研究成果もしくは中間報告の発表を催促してもいいんじゃないかという藤浦議員さんの御質問に対してお答えをしたいと思います。

正直に申し上げまして、医師会の研究成果は、医師会自身が医学的見地から地域住民の健康状態を見きわめながら、今後の地域医療を進めていく上において活用されるものと思っておりますので、医師会の研究成果を町が求めるという発想は私にはございませんでした。また、医師会の研究成果を手に入れようとしても、行政としてどう活用できるのかという疑問もございます。役場職員の中に医師免許を持った者はおりませんし、医師会の研究成果を見て、医師以外の者がデータを分析して、どうすべきかという判断を行うのは大変難しいであろうというふうに思っております。ただ関係課とも、今、藤浦議員に御指摘をいただいたとおり十分協議した上で、催促すべきか判断をさせていただきたいというふうに今考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

平成28年から22年まで、その医師会との委託契約書の中では、前も言ったと思うんですよ、ちゃんと委託契約の中で双方が署名捺印してそれぞれが保有するというふうになっているわけですね。だから、町もちゃんとその面では、相当な予算を組んでそういう資料を持つようとしているわけなんですから、ちゃんとした形で保存すべきなんですね。いざというときには、今までの経過ではこうありましたということが立証できるような資料にしなければならない。また、その後において、新たにそういう傾向が深刻な状況に進んでいった場合は、ああ、そうなのかという判断基準にもなりますね。そういう面では、ちゃんとその時期時期の検診結果報告書というのは、町でも保管しておかなければならないと思うんです。

町では、そういうものを見る専門家はいないとおっしゃるんですけども、いざその気になって、これは大変だというときに、ちゃんとした医療機関に持って行って検査をしてもらおう、見てもらうということだってできるわけなんですよ。私たちが一番気にしているのは、なぜ九電がそこにオブザーバーとして座らなけりゃならないのか、これは大問題ですよ。

普通考えられないことなんです。そういうものが公然とこうしてやられているというのは、これは本当に信用を失ってしまう大きな原因です。絶対にこれはやっちゃなんらと思うんです。やらにゃなんらという理由があれば、言ってください。九電がオブザーバーとして入る必要があるという考えであれば、その理由ですね。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

この委員会に関しては、私どももなぜ九州電力さんが入っているのか把握をいたしておりませんと先ほど答弁をしましたように、なぜ入られたのかというのは、実は我々も明確にはわかっておりません。しかも、それは昭和48年ですから、私はまだ二十になったかならないかごろでありましたので、そういった記録も残っておりませんし、実際に把握できていないというのが実態です。私が参加し出してからは、オブザーバーとして参加をされていたような気がしますけれども、ほとんど記憶に残らない程度の参加だったというふうに記憶をいたしております。ですから、町としては全く把握をいたしておりません。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

前の一般質問のときに、地域保健対策委員会でこういうものを審査する。そこに、九電の方もオブザーバーとして来てあったということをおっしゃったですね。町長が町長になられてからも10年以上でしょう。その間においても、繰り返しそういう検診の結果報告というのはあってきていると思うんです。そういう面でやっぱり、保管するべきものは保管する。町の予算を使ってやっているわけなんですよ、ないでは済まないわけなんですよ。そういう点で、もう一遍しっかり考え直して、本当のことを町民に公表できるようにしていただきたいと思いますが、町長のそこら辺の決意はどうか、伺っておきたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

九電との関係については、正直先ほどから何度も申し上げているとおり、把握をいたしておりません。ただ、検診事業についても、全てを公開しているわけではございません。当然、

公表してくれるなという個人の方もいらっしゃるし、そういったことも十分に配慮しながら、私どもも関係課としっかり協議をして、そういう全体的に把握できるものについてはなるべく公開するよう努力をしていきたいと考えております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

そのことについては前から申し上げておりますように、プライバシーにかかわる問題は、それは控えてもいいと。そこまで出せとは言っていないんですよ。ただ、これが重症化していくと本当に大変ですよ。だから、早い時期にそれを発見し、そして予防手当てをしていくというような形になっていこうと思うんですけども、いつまでも隠すということが果たしていいことかどうか。そういう病気はどんどん進行していきますよね。手を打つのが遅かったときには大変な事態になるということも、ちゃんと心得ておいていただきたいと思えます。

さちに、こういう公文書の廃棄手続がなされずに廃棄していたことの真相は、何がそうさせたのか、その辺の状況を確認させていただきたいと思えます。なぜ公表されなかったのか、ここのところは、やっぱりこの検診そのものの存在感を薄めたり強めたりする大きな起点ですよ。本当にそれを取り上げるとすれば、ここのところはしっかりした説明をしていただきたいと思えます。廃棄手続がなされずに廃棄したということ、なぜそういうふうな形になっていくのかちょっとわからない、疑問だらけですね、そうなってくると。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

当該公文書の破棄手続がなされずに廃棄していたということについてお尋ねでございますので、お答えをしたいと思います。

この御質問については、実は昨年12月定例会においても一般質問が藤浦皓議員さんからなされましたので、繰り返しの答弁になることはお許しをいただきたいと思います。

文書の破棄については、玄海町文書規程に基づいて保存期間が経過した場合、所属長は、総務課長とあらかじめ協議を行った後、私の承認を得た上で総務課長が指定する方法によって破棄することと定められておりますが、健診結果報告書の保存期間が5年であることから、

5年が経過したことで廃棄しても問題ないという誤った判断から、正規の手続をとらないまま廃棄をしてしまったということが実は真相でございます。この点については、大変申しわけなく思っております。よろしく御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

さっき町長が言われた廃棄の手続をしないまま廃棄処分をしていたというところですよ。それが本当にそうならば、私に言わせれば、何でそういう勝手なことをしたかと。何らかの処分が見えてくると思っていたんです。しかし、それは全くないですね。本当かどうかですね、それも。本当に勝手にしたのかどうか、普通はちょっと考えられないですね。それが本当ならば、その担当課の職員は誰かが処分をされたことになると思うんですけども、そういうものは全く聞いていないということです。ですから、こういうふうなことが、あっちで説明すればこっちでぼろが出る、こっちで説明すれば向こうでぼろが出るというようなことの繰り返しのような感じがしてならないんですよ。ですから、そこら辺は一つの規定に従ってちゃんとやるべきだということを申し上げておきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、監査請求の棄却通知が私のほうに来ました。その棄却通知の中で、非常にこれは問題と思うのがあるわけですね。それを、できたら読み上げながらしたほうがいいと思うんですけども、住民監査請求棄却通知、28年12月28日に受けております。以下の理由により棄却する。その理由は、請求人が主張する北部地区健康診断——これは健診ですけどね——報告書の違法な破棄による著作権益の損害については、北部地区健康審査報告書の存在が確認できないため、住民監査請求対象となる財産の管理を怠る事実の財産に該当する物品とは判断することができない。だから、これを棄却したと、私たちの要請を棄却したという理由になっているわけなんです。こうした違法な破棄、違法ということ認めながら、一方でこれを容認するような形ですよ。こうした今回の文書の取り扱いというのは、やっぱり予算計上し、事業計画に則し、その事業計画の結果報告がちゃんと出てこそ完結ですよ。ここでは、そうじゃないのに完結。自分たちのほうだけいい気になって完結と言っている。これは絶対、私は認めるわけにはいきません。要するに、30,000千円近くの予算を使って健診の結果報告も出てこない。完結と言えるわけがない。38年以上も続いてきた北部地区住民検診のあり方に対し、何ら指摘もしてこなかったのではないのか。

もしそうであれば、監査委員の怠慢と言われても仕方がないのではないのでしょうか。その費用については、玄海町財務規則にのっとって、適正に処理、支出されており、玄海町と唐津東松浦医師会、医療センターとの間で取り交わされた北部地区健康審査——これも健診ですけどね——健康審査、委託契約の内容から、北部地区住民検診は完結しているというふうに見るものと解されるというふうに述べられております、その資料の中で理由としてですね。その委託契約、平成18年から22年、この5年間の委託契約の中でも、さっきも言ったように双方で保管するという事になっているわけなんです。だから、その面から見ても正常な判断とは言えないと私は思います。ですから、これをもう一遍ちゃんと精査し、最も筋の通った形で監査をするべきじゃないか、これで完結では到底言えるものではないと私は断言できると思いますけれども、町長はその点についてどうのお考えでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

最終監査通知の中で完結したというふうに報告がされ、その完結という言葉に対して、今、藤浦議員さんに御質問をいただいているところでございまして、この最終監査通知の中での完結という表現につきましては、平成28年11月9日付で玄海町監査委員に提出された住民監査請求に対する玄海町監査委員からの監査結果の通知に記載をした、北部地区健康審査は完結しているものと解されるという文面を言われておるものと理解しておるところでございます。

本件請求につきましては、地方自治法第242条第4項の規定による監査を行い、平成28年12月28日付で、請求には理由がないものとして棄却の決定通知をしたところでございます。最終結果報告がないまま完結とは理解できないとのことですが、結果報告とは、個人の審査結果に対する通知の報告を言われているものと思いますが、棄却の決定通知には記載をいたしましたとおり、監査を行った中で北部地区健康審査委託契約書には、個人の健診結果の数値を報告する項目が記載されておりませんし、北部地区健康審査報告書の存在は確認できませんでした。したがって、住民監査請求の対象となる財産の管理を怠る事実の財産に……

○議長（上田利治君）

町長、これは監査委員の答弁じゃないと。町長が報告してどうすると。

○町長（岸本英雄君）

ちょっと私が勝手に行き過ぎて言っておるかもしれませんが、そういうふうに私は監査委員会では御理解をされたものというふうに思っておりますので、私どもとしては、先ほどから答弁しているとおりに、完結したものだというふうに理解をしているところでございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

今の私の質問に対して、監査委員、せっかくおいでですから、その辺の見解を伺いたいと思います。

○町長（岸本英雄君）

友田監査委員。

○監査委員（友田国弘君）

おはようございます。先ほどまでは6番の議員席に着席しておりましたけれども、ただいま藤浦議員さんより答弁を求める者に、監査委員に指名を受けました。執行部の答弁者側に着席しております。普通、一般質問の答弁者は、町長、教育長さんがほとんどでございますけれども、監査委員の答弁は、玄海町議会においては初めてではなかろうかと思っております。

藤浦議員さんの答弁を申し上げます。

ただいま町長のほうから少し答弁がございましたけれども、重複するかもしれませんが、ひとつ御理解お願いいたします。

最終の監査通知の中で完結したとあるが、最終結果報告のないまま完結とは理解できないとの御質問について御答弁申し上げます。

お尋ねの最終の監査通知の中での完結という表現につきましては、平成28年11月9日付で、玄海町監査委員に提出された住民監査請求に対する玄海町監査委員からの監査結果の通知に記載しました、北部地区健康審査は完結しているものと解されるという文章を言われておるものと理解しております。本件請求につきましては、地方自治法第242条第4項の規定による監査を行い、平成28年12月28日付で請求には理由がないのとして棄却の決定通知をいたしたところでございます。

最終報告がないまま完結とは理解できないとのことでございますが、その結果報告とは、

個人の審査結果に対する数値の報告を言われておるものと思いますが、棄却の決定通知にも記載いたしましたとおり、監査を行った中では、北部地区健康審査委託契約書には、個人の審査結果の数値を報告する項目は記載されておらず、北部地区健康審査報告の存在は確認できませんでした。したがって、住民監査請求の対象となる財産の管理を怠る事実の、財産に該当する物品とは判断することができなかったわけでございます。

玄海町は、北部地区健康審査を行い、その費用については、玄海町財務規則にのっとり、適正に処理された上で支出され、玄海町と唐津東松浦医師会、医療センターとの間で取り交わされた北部地区健康審査委託契約書のとおり実施されたことを確認いたしましたので、北部地区健康審査は完結しているものと表現をいたしましたものでございます。どうぞ、御理解いただけますようお願いいたします。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

完結したというそういう形で片づけられたんですけども、客観的に見て、ちゃんともでも述べられているように違法に破棄した——違法に破棄した、それでもいいということなんです、違法でも。そういうことになりますよね。違法に破棄した、それでも健診業務は完結しているということをおっしゃるわけですね。

例えば、ある課で、この部品は絶対必要だと。そして、必要だと言って予算化してそれを買い入れたと。買い入れた物品をどこかに売り渡すか、どこかに隠すか、それで完結になりますかということも、一つの例として伺いたいわけなんです。しかし、今回は再質問に対する答弁は控えるということでしたので、その辺で抑えておきたいと思いますが、そんなもんです。結局、完結というのは、常識的に考えて、誰が見ても一旦それだけの予算を使って健診をし、その結果が報告されてくる。それがちゃんとした形で出てくる。大体、捨てたのか、本当に棄却して、破棄して捨てたのかどうなのかですね。違法に破棄したというふうに述べてあるわけですね。違法を違法と認めないということになりますよね、そうなると。というふうに、私の見解はそういうことです。

以上で私の質問は、ここでは終わらせていただきます。

ちょっとここで一言だけ。この地域住民検診というのは、非常に中身の重いものだと思います。玄海町の玄海原発周辺の住民の方たちに特にその影響があるという考えのもとに、こ

うした検診事業に取り組まれたと思います。それも、ただ、何十人、何百人じゃないと思うんです。何千人かの人たちがそこにかかわりのある形になってきておる。こういう人たちの健康をどうして守るか、何の影響もないのか、そういうものを探るためにこういう検診事業をされているわけなんですから、それは、そこら辺をはっきり大丈夫ですと、堂々とその資料の結果報告を説明していただくということでなければならぬと思います。私は、個人のプライバシーにかかわる問題まで言えとは言っていない。ここら辺は全体の傾向として、やっぱり血液の検査もされておるだろうし、がんにかかろうとしている人たちもおろうし、いろんな人たちがそこには出てきている。玄海原発から放出する放射能の影響ではないかということが、しっかりと捉えられるような形で検診をしていく、そのことによって住民の健康が守られるじゃないですか。このところを曖昧にして、こうやってだらだらとしてやるような形では絶対解決しない、誰かが問題にしていかなきゃならない。これは、執行部自身の姿勢の問題です。しっかりした形で取り組んでいただきたいということを、ここでしっかり申し上げて私の一般質問を終わります。（「唐津市民の問題でもある、忘れるな」「何を隠すのか、なぜ公開できない」と呼ぶ者あり）

○議長（上田利治君）

以上で藤浦皓君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午前11時 休憩

午後1時 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

議長の許可を得ましたので、通告書に従い質問いたします。

今回は、基金についてと、問題意識月間設置について、2つ質問したいと思います。

まず、基金についてを質問します。

基金の目的ですが、地方自治法第241条に、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するた

めの基金を設けることができる。」とあります。また、基金の種類として、特定目的基金と定額運用基金とに区別できます。この2つの詳しい内容については言いませんけれども、まずは玄海町の基金の概要について町長に答弁してもらいたいと思っております。

私も議員になる前は、基金という言葉も知らなかったし、どういったものかもわかっておりませんでした。議員になり、基金は理解したものの、こういうものだと20件ほどあるのが当たり前だと思っておりましたが、よく考えると、目的基金だろうとも、これだけ分類が多くあるのも、もう少しどうにか管理されるのではないかと思います、まずは質問しております。

まずは、町の基金の概要について答弁願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

脇山伸太郎議員さんの基金の概要の質問に対してお答えをしたいと思います。

まず、玄海町の基金管理状況につきまして申し上げます。

基金につきましては、定額の資金運用のために設置された運用基金としまして、土地開発基金、それから、奨学資金貸付基金、肉用牛飼育事業基金の3基金がございます。また、財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金など、財産の維持及び必要資金の積み立てのために設置された積み立て基金が19基金ございます。これらの基金は、玄海町基金設置条例に基づいて、最も確実かつ有利な方法での運用に心がけているところでございます。

なお、基金の保有につきましては、平成29年3月末現在で22件を保有し、総額で12,919,352,755円となっております、基金ごとに別口座において管理運用を行っている状況でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

町長に答弁していただきましたように、22件で約129億円の基金があるということです。それから、この交付金での原子力関連の目的基金は、特に目的が設定されておりますので決まっておりますが、ほかの基金でお金の動きのある基金、そういったものの区別について、御答弁願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

交付金での目的基金と動きのある基金との区別というお尋ねにお答えしたいと思います。

原子力発電所を立地していることによって交付される、電源立地地域対策交付金から基金を造成したものには、現在のところ、玄海町発電用施設周辺地域整備事業で整備した公共用施設維持基金、それから、玄海町電源立地地域対策交付金基金、そして、玄海町核燃料サイクル補助金基金、玄海町原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金基金の4つの基金があり、平成28年度末の基金の現在高は、総額3,170,607,196円となっております。

交付金の経理については、電源立地地域対策交付金交付規則等において、交付金事業の経理について、交付金事業以外の経費と明確に区別すると定められております。このことから、電源立地地域対策交付金による基金は、玄海町基金設置条例において事業名を定め、事業ごとに管理をいたしております。

また、そのほかの基金で動きのある基金としましては、減債基金、それから、上場地区土地改良事業基金、そして、下水道事業特別会計減債基金、また、介護給付費準備基金等13基金ございます。

過去10年間に動きのない基金としましては、地域福祉基金、土地開発基金、ふるさと市町村圏基金、特別養護老人ホーム玄海園維持基金、ふるさと水と土保全基金の5基金がございますが、うち、ふるさと水と土保全基金につきましては、本年度、上場地域農業開発事業の財源に10,000千円程度を取り崩すことといたしておるところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

電源立地対策交付金等々での基金ですが、これは毎年いろいろ人件費とか施設の改修とか、そういったものにきちんと充当されてある基金ですが、先ほど町長に答弁してもらいましたように、動きのない基金ですね、実際、基金は積み立てておるけれども、ほとんどそのまま動きがないというのですかね、出したり入れたりがないという基金ですが、それが地域福祉基金、土地開発基金、ふるさと市町村圏基金、特別養護老人ホーム玄海園維持基金、それと、ふるさと水と土保全基金の今、5基金で、ふるさと市町村圏基金のほうは、もう今回取り崩されるということですが、また特別養護老人ホーム玄海園維持基金は、毎年12,000千円ほどですかね、ずっと基金としてたまっていくようすし、これは玄海園の改修とか、そういっ

たところで積み立てていくための基金でありますので、これが動きがないというか、玄海園がそういった維持のためになれば、それほど、これはそのまま積み立てておくべきだと思います。

あとの3つの基金ですが、地域福祉基金ですね、担当課から基金の約10年分ぐらいの基金の動き、それぞれ22の基金のずっと動きというか、毎年残高と積み立てと利息、それと取り崩した後、書いた分をいただいております。その中に地域福祉基金も、この約10年間で全く取り崩しされておられません。それとまた、尋ねてみると、これも、昔は数十万円取り崩すところあったようですが、実際は、もうこれがそのまま、これが145,000千円ほどずっと利用されないままの基金なんですね。

それからあと、土地開発基金も、これも、この10年間、取り崩しが全くありません。利息がふえていくだけで、今、348,000千円ぐらい基金積み立てしております。土地開発基金となると、玄海町の総合計画の中に、これから何かつくるに当たって、土地を購入しなくちゃならないとか、そういったところがあれば、開発基金の積み立ては必要だと思いますが、今のところはそれについて、特に総合計画の中で土地を購入するような計画等とかはないですよ。それは後で答弁していただいてもいいですけども、そういった形で、これが約350,000千円ですね。

それと、ふるさと市町村圏基金、これは市町村合併時のおみやげみたいな形で、見てみますと、これも約10年間取り崩しが全くされていなくて、定期等の利息だけがふえていってあって、52,000千円ほど基金積み立てされております。

私が一番最初に言いましたように、こういった動きのない基金を何らかの形でまとめて、ただ、目的基金ですからそれなりの用途があります。私としては、この22ある基金を大きく幾つかにまとめることができれば、基金運用にしろ、そうしたものがうまくいくんではないかなと思いますし、あっても、全く利用されていない基金が先ほど言いました3つ4つあるわけですよ。そうなれば、簡単に言えば、もうここで目的基金をなくして、違った形として基金として、まとめてされるかどうかわかりません、そういった形で運用するなりすると、見やすいし、まとめたらその分、数も減りますし、わかりやすいんじゃないかなと思って質問しておりますが。そういった意味で、この基金を幾つかにまとめることができるものか。

それと、先ほど申しましたけれども、土地開発基金とか、そういったものの今後の見通しが何かあるものか、その中に町長のお考えがあればですね。もちろん総合計画にのっとっ

た分でないといけないと思いますけど、答弁願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

20以上ある基金を幾つかにまとめることができるのではないかというお尋ねにお答えをしたいと思います。

基金の管理につきましては、先ほど申し上げましたが、22基金を保有して、平成29年3月末現在、総額で12,919,352,755円となっております。預金種別に申し上げますと、定期預金65件の10,186,076,402円、国債の購入5件の936,378,300円、普通預金4件の1,536,177,812円、それから、奨学資金貸付金が197,862,750円、肉用牛飼育事業貸付金が62,857,490円という状況でございます。

これらの基金のうち長期に運用できる基金として、今、おっしゃっていただいた土地開発基金と地域づくり基金につきましては、基金ごとに国債を購入し、補完をしている状況でございますが、幾つかの基金をまとめての一括運用は行っていないというのが現状でございます。

電源立地地域対策交付金事業は、会計検査の対象であり、また、工事が完了するごとに支払いが生じてくることなどから、支払い時期との調整を含めて一括しての運用は大変難しくなると考えられます。このようなことから、交付金に係る基金につきましては、現行のままで運用することが、事務の煩雑を招かないことになろうかというふうに考えております。

また、その他の基金につきましては、基金にはそれぞれ目的があり設置されているものでございますので、そのまま残し、運用のみを一括運用するということも考えられます。一括運用することで資金額がふえ、預け入れの際の金利の交渉も、これまで以上にできるものだと考えております。

このことにつきましては、今後、資金管理運用会議というのを開催いたしておりますので、等々において協議を行って、最善の運用を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

それから、土地開発基金については、今、議員御指摘をいただきましたけれども、今現在は、土地開発基金は国債を買わせていただいている現況にございます。当然、将来にわたっては、土地開発基金によって、例えば、宅地を購入するとか、土地を少し造成するとかいっ

たことに投資ができるのかなという、明確に来年やるとか再来年やるということではありませんけれども、将来にわたってそういう意味での基金として残しておきたいというふうを考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

12,919,000千円総額ありますが、定期で件数65件、10,186,000千円程度、国債で5件で936,000千円、普通で1,536,000千円、奨学資金、肉用牛飼育事業等ありますけれども、簡単に言うと、約130億円——130億円ないですけど、129億円ですね。その分のほとんど、120億円ぐらいが定期か国債で運用されているということです。ということは、簡単に言うと、緊急にお金は使わなくて、それだけ定期とか国債に——国債は町長が言われましたように、長期にわたってということですけども、それだけ運用できるということですよ、基本的にはですね。そうなれば、土地開発基金についても、将来にわたってそれを使うということがあるということではありましたが、先ほど言いました約120億円ほどが定期と国債で運用されているような状況。定期といっても、時期的に定期の満期が来れば、それを出して利用されている分とか、いろんなお金の使い方は、私たちもその辺の中身まではわかりませんが、簡単に言えば、129億円のうちの110億円が運用益を生んでいるような形ですね。そういった場合、年間の基金の運用益は大体どのくらいあるものでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

年間の基金運用益はというお尋ねにお答えしたいと思います。

現在、基金運用の大口定期預金で、預金利率が期間1年で0.010%から0.175%となっております。また、国債につきましては、20年国債で1.1%と1.2%の利率で運用を行っているところでございます。

基金の運用益でございますが、平成27年度総額で約28,920千円。平成28年度で約26,500千円の運用益となっております。このうち国債購入に係る利息が毎年10,970千円と、全体の約4割を占めているという状況でございます。

国債購入につきましては、購入時の平成25年当時は、債権単価1件当たり100円に対して、

取得価格が95円前後という定額での購入でありましたが、ゼロ金利政策後は近況が一変しておりまして、現在では20年国債で取得価格が102円前後、利率も0.7%程度となっております、当時の状況には及ばず、新規購入は大変難しくなってきたというのが現状でございます。

なお、取得価格が上昇している状況ではございますが、本町が保有している国債につきましては、全く影響はないと考えておるところでございます。

また、運用益増収策としまして、取引金融機関の利率や有価証券等の情報を得ながら、より有利で確実な金融機関や商品に変えていくことが必要でございますが、玄海町の指定金融機関や地元金融機関への事業者支援等、諸要件も考慮しながら対応をしていきたいと、今のところ考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

27年が約29,000千円の利子ですね、運用益。28年が少し下がって約26,000千円。そのうちの国債が10,970千円、約10,000千円ぐらいが、全体の4割が国債での利息ですね、運用益という形になります。

町長が答弁されましたように、ゼロ金利になりましたし、今はもうマイナス金利ですよ。だから、国債は今は買っても運用益が出ないような状況。ただ、またこれも経済の変動で金利も変わりますし、今後、こういった機関と相談されて、また国債を買うというようなこともあるかもしれませんが、今のところは、定期よりも国債のほうが少ない金額で運用益があるということですね。基金で運用益を上げろ、上げろというわけじゃないですけども、ただ、基金があつて動かないお金があるなら、やっぱり運用益は幾らかでも利息がいい金融機関に預けたり国債を買ったりしてふえればいいことで、28年度でもう26,000千円といたら、これは人件費とか何かの補助金にすれば、十分な補助金にもなりますし、いろんな対応はされますよね。

それから、次になりますけれども、財政調整基金のあり方について質問します。

以前は、財政調整基金が積み立てが少なく、逆に一時借入れをして、そして、利息を払って年当初とか町のほうで現金が要るときに、そういった形もされていたと思います。それもずっと質問したりしているうちに、財政調整基金なんかも今は積み上げてもらって、借

り入れはしなくていいような形はとれていると思います。財政調整基金の玄海町のあり方について御答弁願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

財政調整基金のあり方についてお答えしたいと思います。

財政調整基金は、地方財政法及び地方自治法の定めによって、緊急に実施することが必要となった、大規模な土木その他の建設事業の経費の財源や、年度間の財源の不均衡を調整するための財源など、将来の財政の健全な運営に資するために積み立てを行っております。また、地方財政法の定めによって、歳入歳出の決算上、剰余金いわゆる不用額ですが、これが生じた場合においては、剰余金の2分の1を下らない金額を積み立てることになっております。

この財政調整基金の運用につきましては、ほかの基金同様、元本が保障され、いつでも現金化する方法として、金融機関への預金などの確実な方法によって運用してまいりました。

このようなことから、必要に応じ積み立てなどを行い、平成21年度以降、平均して約30億円程度を維持している状況でございます。

また、財政調整基金の適正な規模につきましては、自治体ごとに財政状況が異なるために、一概に比較できませんけれども、玄海町の標準財政規模、これは標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものでありますが、これと同規模の県内市町の積み立て状況を御紹介させていただきたいと思っております。

平成27年度末の数値でございますが、玄海町の約3,068,000千円に対して、江北町約833,000千円、上峰町約643,000千円、大町町約874,000千円という状況でございます。例示しました自治体に比べ、玄海町の財政調整基金額は大きい額となっております。しかし、先般の原子力対策特別委員会において御説明させていただきましたとおり、玄海原子力発電所3号機及び4号機が再稼働したと想定しましても、歳入は減少する可能性がございます。このようなことに対して、住民サービスの質を維持向上させ、公共施設等の維持管理を継続的に行っていくためには、一定程度の財源がやはり必要となります。そのため、財政調整基金の今後につきましては、町の総合計画や重要施策等も考慮しながら、将来の健全な財政運営を行うために、可能な限り基金積み立てに努めていくことが必要というふうに考えておるところでござ

ございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

財政調整基金が約30億円いつも大体回っている資料でも、20年度末で24億円程度だったのが、21年からずっと、あとはもう30億円超しております、28年度で3,174,000千円、30億円あれば、ほとんど十分だと思います。これが先ほど原子力発電所を停止したところで歳入が減っている分、そういった財源として財政調整基金ですから、そんなふうな形で利用される可能性ありますが、今のところ、この前も原子力対策特別委員会がありました。交付団体に一時的になるようではすけれども、余りこの財政調整基金もそんなに使う必要はないのではないかな、また、再稼働してまた核燃料税、いろんな分が入ってきていますので、それも合わせると、それと、立地対策交付金ですね、安全対策された分で、薩摩川内が10億円ぐらい上がっておりますので、玄海町も同等の安全対策をされているから、約10億円ぐらいは上がるだろうということですので、今年度一時的に交付税の団体になるかもしれませんが、また今後は不交付団体になる可能性があるということが、この前の原子力対策特別委員会で言われておりました。

先ほども言いましたけど、動きのない基金の取り扱い、これも幾つかまとめなくて、それでやったほうが煩雑になるから、そのほうがいいということを町長言われましたけれども、実際、地域づくり基金と土地開発基金は2つで630,000千円ぐらいと304,000千円とで約9億円ほどが国債を買われております。

同じことを言いますが、地域福祉基金とふるさと市町村圏基金なんかは全く10年間使われなくて、そのままになっておりますけれども、調べてみたら、基金の設置等に関する条例では、当該基金の種類ごとにこれを設置することが適当であるが、各基金を通じて共通的な事項は、必要に応じてこれをまとめて、一つの条例で規定することも差し支えないということが調べたらありました。

もちろん、共通的な事項ということではない部分もありますし、それをどんなふうにするかにもよりますけれども、私が簡単に考えると、こういった全く10年間動いていない基金なんかは、1回この基金を廃止して、そして、土地開発に使うなり地域づくりに使うなり、そういった形の設置条例をして、財政運用基金——運用基金というのが本来いいのかどうか知

りません、それは名目は執行部側でどんな名目でもつくれると思いますけれども、ある程度まとめられる分はまとめて、そして、それもその条例の中に、先ほどもともとつくられていた基金の目的に使えるような形にどうにかできるのではないかなとは思っておりますが、先ほどの答弁では、煩雑になるから今のままのほうが良いということの答弁でありましたが、どうにかできて、もう少しすっきりした形で、動いていない基金は、そのままずっとあっても、例えば、土地開発基金が304,000千円ほど国債買われておりますけれども、毎年利息が28年度は3,500千円程度、27年度もですね。その分は利息でだんだん積み立てて上がってきているわけですよ。だから、国債は304,000千円ほどですが、40,000千円ぐらいはもう利息が約10年間にたまって、その土地開発基金の中にあるわけですね。それもうまく運用されているのだらうと思います。そこいら辺の詳しい細かいところまでわかりませんが、そんなふうに、先ほどの町長の答弁の中にも、まとめて運用できたらそれもあるのではないかなということも言われましたが、そうなれば、どれとどれがまとめることができるかというの、いろいろ枠があつて難しいかもしれませんが、何かどうにかもう少しできるんじゃないかな。

それと、基金も私たちが今まで22ぐらい、年によってふえたり減ったりしますけれども、これが当たり前と思っておりますけれども、その既成概念を取っ払って、もう少し基金もどうにかまとめることができればいいし、もちろん原子力関係はそれは目的もまた違いますから、交付金ですからできないと思いますが、もう少し大きく分けることができればなと思っております。そして、基金運用もその分まとめる分だけはまとめた金額になるし、利率交渉してより運用益がふえるんじゃないかなと思っておりますけど、それについて答弁願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

正直申し上げて、先ほど私、国債の現在の状況を申し上げました。マイナス金利に陥ってからは、実は単価が非常に上昇をして、102円になっております。今のところこれが下がる見込みが余り立ちません。しかも、金利は0.7%まで下がっていると。これは20年物の国債です。多分これを30年物の国債で考えても1%に満たないのではないかなというふうに思いますし、それではちょっと妙味がないということも含めて、実は、今おっしゃっていただい

た動いていない基金についても、もう少し国債をふやしたかったんですが、それで今現在は断念をしているところです。

もう少し世の中の情勢を見ながら、そういった運用を図っていきたいというふうに思っておりますし、今、基金をまとめるお話しをされました。基金についても、確かにまとめると非常に煩雑になるというのは正直事実でございます、まとめるとなると、やはり今回、定期的に今現在、資金運用管理会議をやっておりますので、会議の中でももう少し中身を詰めて、例えば、証券会社の皆さんとかも含めて、オブザーバーで一緒に会議に参加をしていただいて、一緒にそこら辺を協議し、もっといい運用の仕方がないかどうか、それから、基金はまとめられるのかどうか、まとめたときの状況はどうなっていくのかといったことを今後、研究をさせていただきたいと思っております。一括運用は多いに私どももやりたいと思っている部分もございますので、一括運用という意味においては、やらせていただくような方向で考えていきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

運用のみを一括して一括運用、それができれば、もうそれだけでも十分利益というか、運用益が出るということでもいいんですけれども、例えば、ふるさと市町村圏基金ですね、52,000千円ほど10年間あります。これは市町村合併していなくて、その分戻ってきたお金ですね。それがそのままこれだけ残って、そのままずっと残っているわけですよ。これは、もうほとんど使途はないんじゃないかなと思うんですけれども。

もちろん唐津市との協議の中で、斎場とかごみ焼却場とかいろいろあると思います。そういった中に、何かの形で使うとなると、この基金がもともとはそういった形で基金がつくってあったのだと思いますが、もうこれ、ふるさと市町村圏基金なんかはもう要らないのではないかなと思っております。これを廃止して財政調整基金なり、もう少し、どれが一番いいかわかりませんが、ほかの基金の中に組み込むなりしたほうがいいんじゃないかな。本来の目的がなくなった基金はもうなくしていいんじゃないかなと思うんですよ。

それと、土地開発基金も、先ほど町長は将来を見据えてそういうこともあるかもしれんって言われましたけど、やはり総合計画の中にのっとって、なければ、これはもうなくして、また、例えば、財政調整基金の中に入れ込んで、そして、そういったときができたとき

に、また土地開発基金をつくるなり、玄海町のことで、何か開発するとか何かがあれば、多分原子力関連のお金もうまく利用してされる部分もあるんじゃないかなと思っております。

これは私の考え方ですから、執行部側として私たちが思っておるようには簡単にできない、法律の縛りとかいろいろあるのかもしれませんが。だけど、一つだけ言っても、もうふるさと市町村圏基金なんかは廃止してもいいんじゃないかなと思っておりますけど、その点などについて、町長に答弁願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、玄海町ふるさと市町村圏基金について、脇山議員さんから、もうなくしてもいいんじゃないかと。その分は財調に積みかえをしたらどうだという御意見を提案いただきました。確かにそういう考え方は私もあるというふうには思っております。ただ、これまでずっと残してこられた、この50,000千円の意義をもう一度問い直して、私どもとしては、先ほど申し上げたように、基金運用会議の中でも、もう一回それを前提として、将来にわたってどう使っていくかということを決めてから、そういう作業をやらせていただくかなというふうに思いますので、いましばらく時間を与えていただいて、協議をさせていただくということで、きょうのところは返事をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、土地開発基金についても、土地開発については、当然全くなくしてしまうということはなかなか厳しい話でありまして、私がここ玄海町町長にさせていただいたときに、玄海町には土地開発公社はないんだなということを確認しましたので、その分、この土地開発基金でやはり玄海町内の、宅地とは言わず、それ以外でも、例えば、国なり県なりが玄海町で何かやりたいと、例えば、厚生労働省が玄海町の薬草園と一緒に薬草の研究をやりたいとか言われたときには、そういう形で利用も可能ではないかなと。もちろんこれは国が出すべき予算だろうとは思いますが、そういった場合に、私どもの経費として十分にその分は残しておきたいなというふうに考えております。

いずれにしても、もう少し協議をさせていただいて御返答をさせていただきたいと思っております。よろしく御理解お願いいたします。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

午前中の井上議員の質問の中にも、町有地利用等とかもいろいろ考えているということも答弁されておりました。それは土地開発基金なんかが一番いいのではないかなと思っておりますが、玄海町も今、町有地いろいろありますけれども、これ以上ふやしても、目的がなかったら、逆にふえているばかりで、有浦川付近でもありますけれども、何かこう、開発も何もしないし、例えば家屋、新田のほうにもありますけれども、家屋を建てて定住地になっているわけじゃないし、そういった形で、質問がちょっと違うほうに行ってしまったらいけませんけれども、これ以上土地開発があるのかなというのがあるのと、総合計画の中に今後新規で、先ほど厚労省の話もされましたけれども、それはそのときでお金の使い方はあると思います。

お金の使い方というのは、私たち議員ではわからない部分も執行部にあるかと思いますが、町長の答弁を聞いておりましたけれども、既成事実というですかね、これがこうだからいつもこうじゃなくて、そこを少しひねって、少し違うやり方とかを考えていく必要もこれからあるのではないかなと思っておりますので、先ほど会議等とかもあると言われましたので、そこら辺で少し基金についても、じゃぶ出しの今回言っておりますので、町長、執行部のほうで基金の運用のあり方、そういったことをもう少し考えていただければなと思いました。

私も実際、今度、基金の質問をしてみて、ふだんが22今現在あった部分も、財政調整基金とか電源立地地域対策交付金基金とか、よく議会で上がってくる分は私たちもよく理解まではしていないかもしれませんが、運用とかそういったとはわかっておりますけれども、こうして見てみると、意外と動いていないのもあるし、もうなくしてもいいんじゃないかなというのものもあるなというのを感じましたので、そういった意味で、ひとつ考え方として、今後基金の運用と、それをもう少し考えていただけたらと思います。

基金については、これで質問を終わります。

2つ目の問題意識月間設置についてですが、これは勝手に私が名前をつけた名称でして、町の職員さんたちに常に玄海町の持っている問題点、それを意識的に常に持ってほしいなと思って、この質問をつくりました。

例えば、玄海町には、今、直近で問題点というまででもないですけども、解決していかなくちゃならないとか、何かをしなくちゃならないというところで、学校跡地活用とか、あ

と、藤ノ平ダムのアオコですね、漁業等の産業の低迷、あと、きょうも午前中言われておりました避難道路、あと、花火大会もだんだん縮小されております。それから、産業文化祭が悪いじゃないですけども、産業文化祭等とかにも、もっと何か新しいアイデアがあるといいなと思うのと、例えば、薬草園と「あすびあ」、もちろん来場者もふえておりますけれども、薬草園になると、まだ実際、甘草の本格栽培までに至っておりません。そしてまた、九州大学等とかのコラボレーションも何かできたらと思っても、そういったのも全くできておりませんし、あと、玄海町としての観光開発ですね。あと、婚活とか担い手不足、少子・高齢化、人口減、いろんな問題があると思うんですけども、例えば、町の執行部、多分総務課あたりになると思いますけれども、総務課のほうから、職員さん全員、月初めなりに、玄海町は今月はこういった問題で、職員さんに、こういった問題があるけれども、あなたたちに何か皆さん、いいアイデアはないですかというのを、これはメールでもいいと思うんですよ。紙に書いて持っていったりする煩雑になるよりも、もう職員同士でメールを一括で総務課なりが出して、その問題に対して、それなら、すぐは答えとかアイデアはないかもしれませんが、そういった形で、職員さんに常に玄海町が置かれているところでの何か問題点とか、そういったことをみんなで一緒に意識づけして、町の活性化につながるような形ができたらいいなと思っております。もちろんこれは月間じゃなくても、年間を通した問題点とかもあると思います。

そういった意味で、そういったやり方ですね、これは執行部のほうでやり方はどうにも考え方によってできると思います。これは私が勝手に考えたことですが、それについて、町長はどう思われますでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

常に町の問題点について、やっぱり職員に意識をさせるということは非常に大事なことだというふうに私も思っておりますし、職員に対しては、町の問題点について本当に強く、深く意識をし、解決策としてのアイデアを提案して、それを実行して住民サービスの向上を図っていくことが職務として求められるところであると考えております。

脇山議員おっしゃるとおり、問題点の意識づけは非常に重要であります。本庁では毎月課長会を開催して、課長の状況等を全体で共有することとしておりまして、課長は会議内容に

ついて課員に周知し、全体での情報共有を図っております。また、課をわたって横断的に検討すべき事項については、統括監が主導をし、関係課を集めて情報共有や意見の集約、役割分担について協議を行うこととしておりまして、その結果については、二役——教育長、統括監で構成をする経営会議において情報を共有して協議をしているところでございます。

職員にとって、所属する課の懸案事項はもちろんのこと、他課の懸案事項についても把握をし、町の問題に対して自主的に知恵を出し合うことは重要なことであるというふうに私も考えております。経営層や課長等の管理職の意見だけではなくて、係長未満の若手職員に対しても、町の問題点を知らせ、考えさせ、アイデアを出させることは、職員としてのスキル向上にもつながると考えております。

問題意識月間というのを設けてみてはという御提案をいただきましたので、毎月開催をする課長会を活用して各課の懸案事項を収集し、メール等のツールを使って、全職員に対して問題提起を行い、自由な意見や提案を求めてまいりたいと考えております。

また、そこで出された意見について、若手職員に議論させる場を設けることは、職員研修の一環としても大変有益であると考えますので、職員の職務に対する自主性を養う場として位置づけてまいりたいというふうに今の時点で考えておるところでございます。

本当にすてきな提案をしていただいたので、十分私どもも経営会議の中で、これを実行に移すべく努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

町長が答弁されました課長会ですけれども、実際、課長会が活発に意見討議されているのか。それと、次の質問にも入っていきますけれども、それも含めて答弁していただきたいんですけれども、次の質問に書いておりますように、若手職員ですね、係長以下——これは私が書き方を間違って、係長未満ですね。課長は課長会議等とかもあっておりますので、課長同士の意思疎通、それができているものだと思っておりますけれども、実際、そこがどこまで活発に意見交換されているものか。それから、若手職員の係長未満の人材育成に、若い人だけの会議ですね、主事、主査とか、それと、新採の人もいらっしゃいますね。まだ頭がやわらかいうちに、いろんな情報交換とかできる場をつくっていただけたらなと思っております。

もちろん、もしも会議をしたとしても、議題が出らんと、いろんな何も議題もなしに、何も話がないようだったら、もう簡単に5分か10分で終わらせてもいいし、長引くようだったら30分でも、もちろん、職員さんたちの仕事の時間内にそれを設けるか、また、それは時間外にでも、例えば、若手だけでグループをつくってそういった意見交換の場ですね、ホンダなんかのワイガヤみたいに、飲みながらでも、そういった場もあってもいいですし、これは勝手な考え方ですけども、そういった若い人の、もう少し頭が柔らかいうちの人たちの、そういった意見も上がってくるような場があったらいいなと思います。

もちろん、そこで何かの形が上がってきたにしろ、私たちもですけども、若いときはいろいろ天狗岳の上に観覧車をつくったらいいとか、京泊のほうに橋を渡したらいいとか、そういったとも商工会青年部のときにいろんな話をしておりました。だけど、言うのは簡単ですけど、するのは難しいし、でも、そのときは夢だけはあって、いろんな話をしていたんですよね。実際、例えば、今、そんな話を若い人から私が聞いたら、それはもう無理よねとしかならんですよ。状況がわかれば、お金の問題とか。

だけど、若い人たちがいろんな意見を出したにしろ、頭ごなしにそれは無理ばいということじゃなくて、ばかみみたいな話が何かにつながってくると思うんですよ。だから、そういった頭ごなしに上から無理じゃなくて、こんなアイデアもあるよというのを出しながら、それが何かの形になっていったらいいかなと思っております。職員さんたちも仕事の中にこうしてまた会議を設置するとなると、煩雑で嫌って思う人もいるかもしれませんが、玄海町が一つの町として職員みんなが一丸となって今後も何かをするためには、やはり若い人たちのアイデア、三人寄れば文殊の知恵とも言いますし、何かそういった人材育成する場と意見を出すような場が設置されるといいなと思って提言をしておりますが、どんなでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

若手職員、脇山議員さんの言葉をかりれば、係長未満の人材育成をどうするかということだと思いますが、先ほど答弁でも御説明申し上げましたけれども、本庁には経営会議と課長会議という会議がございます。情報共有や意見の収集、協議は行っておるつもりです。

係長以下の若手職員で組織する会議は、現在、存在はしてありませんが、平成26年度から毎年3名の職員を早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会に派遣をさせていた

だいております。その研修に参加した職員が自発的に、実はオフサイトミーティングと称した対話の場を設けております。これは課や職歴の垣根を越えて、役場組織の現状を共有して職場のありたい姿について語り合い、職員に何ができるかを検討する場として、就業時間外に、職員に対して自主的な参加を呼びかけております。現在、27名の職員が加入をして、活動を続けているというふうに聞いております。このような職員の自発的な活動が発展をし、具体的な新しい施策の提案につながり、課の垣根を越え、横断的な連携のもと実行されることを期待するところでございます。

私としましては、若手職員が職歴等に関係なく自由な意見が出し合える職場環境づくりに今後も努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

先ほど町長の答弁で早稲田大学とありました。早稲田大学は唐津にあるから早稲田大学なものか、うちは九大とも何かこういうようなものがあってもいいんじゃないかなど、ちょっと聞いていて思ったんですけども、実際的に、若い人たちもこういった形で自発的に活動する場を設けられているみたいです。

早稲田大学のそういった研究するとか、そういったところじゃなくて、もうちょっとやわらかく、かたくじゃなくて、やわらかいところで自分たちの玄海町はこんなふうなところがあつたらいいよねとか、何かそういった若い人なりの、もちろんそれもされているかもしれませんが、そういったもうちょっとやわらかめでの町職員同士の、次の質問にも書いておりましたけど、町長が答弁されましたので、担当課以外の、課をわたって、垣根を越えての意見吸収、それは3つ目に書いておりましたので、それについてはもう聞きませんし、そんなふうに使われております。

それと同等に、あと、教育長、先ほど町長から二、三答弁していただきましたけど、新しく教育長として玄海町に来ていただいております。中島教育長なりのいろんな提言とか考え方もあられると思いますので、何かありましたら御答弁願います。

○議長（上田利治君）

中島教育長。

○教育長（中島安行君）

脇山伸太郎議員の御質問にお答えいたします。

教育長部局としましても、町長部局と連携を図り、常に町の問題点についてアンテナを張り、その改善、解決方法について提案や提言を発することにより、これからの玄海町の発展に寄与したいと私は考えております。

また、教育委員会事務局が玄海みらい学園の中にありますので、日ごろから事務局職員と玄海みらい学園の教職員と、仕事はもちろんですが、仕事以外の面においても、連携や交流を図っております。この教育委員会が学校の中にあるという全国で初めてのシステムを大いに活用することにより、町の問題点の改善、解決のためには、町職員だけではなく、教職員の視点も加えて、多角的な知見を集結させて取り組むことが可能となりました。これにより、新たな発見や解決方法も生まれるものと考えております。

教育長部局としては、課題の内容によっては、教職員にも広く自由に意見を募り、それを町の問題点の改善、解決につなげていきたいと考えております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

教育長が答弁されましたように、うちの場合、教育委員会が校内にあります。学校内にあるということで、メリット、デメリットは両方とも多分あると思います。ただ、デメリットもある程度は何でも仕方ないと思いますが、そのメリットはやっぱり生かしていかなくちゃならないと思います。私たちとしては、教育委員会が遠い分、何か意思疎通が職員さんにしろ何か離れたような感じが、顔を合わせないですから、例えば、挨拶にしろ簡単な話も会わなくちゃしないですよ。そういった形で、そういったふうに私たちが感じる部分がありますけれども、教育長が言われますように、教育委員会が学校内にあることのメリットをやっぱり生かしていかなくちゃならないし、もちろん学校の先生も大事だと思います。

これは今回の質問の趣旨から離れておりますけれども、例えば、通学バスの運転手さんから聞くと、生徒たちの態度がやっぱり悪い子とかも、そういったとも聞くわけですよ。だから、そういった町がよくなるための意見ももう少しスムーズに教育委員会に、やはり私たち経由じゃなくても教育委員会に入るような感じで、学校の先生が週に一度ぐらいは帰りのバスにちょっと乗って見てみるとか、そういったこともできると思うんですよ。そういった形で、できるだけ教育現場が、通学バスで行ったり来たりするのも一つの教育だと思います

ので、そういった、何ですかね、下のほうからも意見が上がってくるような、また、若い職員さんも教育委員会にいますと思いますが、そういったことがうまく、それと、町行政と教育委員会と離れておりますけれども、それもうまく連携できるような、何かそういった形があればいいと思うんですけれども、再答弁になると教育長、難しいですかね。

教育長なりに何か、今回答弁者として教育長を上げておりましたので、何かこんなやり方があるとか、そういったものをちょっと期待しておりましたけれども、何かあるでしょうか。

○議長（上田利治君）

中島教育長。

○教育長（中島安行君）

再度、御質問にお答えします。

先ほどスクールバスの態度がよくないということもお聞きしましたが、私も、朝子供たちのスクールバスの通学状況を時々見ておりますし、終わった後、スクールバスの運転手さんに「どうでしたか」と聞きますと、私が聞いた範囲では、「最近よくなりましたよ。時々忘れ物がありますけどね」ということで、とにかく何か気づきがありましたら遠慮なく教育委員会に届けてくださいということをお願いしております。

あと、子供たちのことで言いますと、今、スクールバスを利用すること、本来なら徒歩で通学する子がいるわけですが、どうしても徒歩の子が車登校ということになっている子が多いということで、これも学校と相談しまして、最近、保護者の送迎、朝送るときは野球場のほうでおろそうと。そこから土手のほうを川沿いにずっと400メートルほど歩いて登校させようということも最近決めて、今、幸いに保護者も協力していただいております。

あと、早寝早起きということもよく言っていますが、挨拶も含めて、生活習慣ですね、最近、スマホの実施状況も、ここで詳しくお話する機会ありませんが、そういう生活習慣についても、学校と連携してアンケートをとって、どうしたらいいかなということで常に保護者、地域と連携して、子供たちの成長を考えて取り組んでいるところでございます。

答弁になったかどうかわかりませんが、以上です。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

教育長から御答弁いただきました。

最初言いましたように、問題意識月間設置ということですが、これは形はどんな形でもいいと思います。もちろん、町長部局と教育委員会と、そこいら辺の連携をするなり、もちろん、先ほどメールでの最初の問題意識でも、教育委員会の職員さんにもちゃんとメールは一括でいけるようなシステムになっていると思いますので、そういった形で、町職員さんみんなが、玄海町が持っている問題点にみんなで解決策を考えたり、共通意識を持って町の行政がよくなるように、私たち議員がこういった形で質問提言だけでなく、職員の中からのいろんなアイデア等が出てきて、町の活性化になればいいなと思っております。

もう一度町長、何か言われるようですので、お願いします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほどちょっと答弁漏れがありまして、若手の職員の皆さんには、ぜひ課長会の下部組織というような形として考えていただいて結構かと思いますが、例えば、係長会とか、それから、主査会とか、主事会といったような会議を立ち上げて、意見を吸収して対応するなど、縦割り行政ではない組織全体での問題意識の共有を図っていくことを、実は考えていきたいと思っております。ぜひトップダウンで施策展開ではなく、ボトムアップで施策展開ができるように、若手職員の自由な意見を引き出すというか、そういった形に役場の中を変えていければなというふうに考えております。

その中で、今、教育長さんが答弁をいただいたように、教育委員会ともしっかりと私どもと定期的に会合をやらせていただいて、いろんな作業を教育委員会、それから、私ども町長部局と一緒にやって、いろんな展開ができるような、そんな、先ほど脇山議員さんは、そんなに堅苦しくなくてという言い方をされましたが、公務員ですから、最初から飲み会ということで進めるのはなかなか難しゅうございますので、一定の会議をやって、そこで皆さんが個人的に親しんでいくというような形で事を進めさせていただけるよう、ぜひお考えをいただいて、再度、そうならない場合はまた指摘をしていただきたいと思います。そのように一生懸命努力いたしたいと思っております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

今回、基金についてと問題意識月間設置について質問させていただきました。基金も今現在、129億円ほどあります。私たちが議員になったころは150億円ぐらいあったと思います。これも、10年もすれば半分ぐらいに減るんじゃないかなという懸念も持っておりましたけれども、町長が早く取り組まれたふるさと納税でも、これも基金積み立てもされておりますので、現在約129億円の基金がそのまま残っているということは、町として貯金があるということですので、そのうちまた110億円が実際、運用益を生んでいるようなところだとも思います。もちろんお金が流れておりますので、それは簡単に言えない部分もありますが、そういった形で基金運用も今後も検討していただきたいのと、先ほど町長答弁されました。トップダウンじゃなくてボトムアップですね、やはり下のほうからもいろんな意見が出て、そして、それを一緒に相談しながら、よりよいまちづくりになればいいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で脇山伸太郎君の一般質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時12分 散会